

放課後なかよし教室の 利用申込みについて



在校生用

令和7年度

春日井市は、保護者や地域の人と協力して、子どもたちを健やかにはぐくむため、各小学校の余裕教室などを利用した「放課後なかよし教室」を設置し、運営しています。利用を希望する方は、次の内容をお読みいただいた上、お申込みください。

活動内容と運営体制

- 学校の余裕教室や外で、児童が自由に遊びや工作などをして過ごし、スタッフと保護者が児童の安全に配慮した声かけや遊びの補助をします。

対象児童

- 小学校1年生から6年生まで
 - ※ 在籍する小学校に設置されている放課後なかよし教室を利用できます。
 - ※ ひとりで身の回りのことができない児童には、保護者の同伴をお願いすることがあります。
 - ※ 頻繁に他人に迷惑をかける児童は、利用をお断りすることがあります。

利用申込み（受付期間等）

- 新2年生から6年生の受付
 - 1 受付期間 (1) 3月10日(月) から3月21日(金) までの放課後なかよし教室開設日
(2) 4月8日(火) 以降の放課後なかよし教室開設日
(4月8日(火) から10日(木) までは、申込受付のみ行います。)
 - 2 受付時間 午後1時45分から午後4時まで
 - 3 受付場所 各小学校の放課後なかよし教室
 - 4 受付方法 利用申込書、4月分参加カードを記入の上、提出してください。
(各用紙は放課後なかよし教室でお渡しします。市のホームページからも印刷可能です。)
- 受付時の注意事項
 - 1 利用を開始するまでに、登録費用（年間2,000円、児童と保護者参加の保険料も含む。）をお支払いください。
 - ※ お支払いの方法は、オンライン決済か金融機関の窓口でのお支払いをお選びいただけます。金融機関の窓口でお支払いいただく場合、3月中に支払うことができません。3月中に申込みされた方で金融機関の窓口でお支払いいただく場合は、4月1日(火)から4月10日(木)の間にお支払いください。
 - 2 受付時間延長のため、利用申込書の事前記入にご協力ください。
 - 3 PTA総会、個人懇談、就学時健診時は大変混雑しますので、別の日での申込みにご協力ください。

利用可能日時

- 利用可能日
 - 1 新2年生から6年生まで 4月11日(金) 以降の月曜日から金曜日まで
 - 2 新1年生 4月17日(木) 以降の月曜日から金曜日まで

※ 土日、祝日、夏休み、冬休み、春休み、その他教育委員会が定める日は利用できません。

※ 給食及びお弁当がない日は利用できません。ただし、暴風警報が午前11時までには解除され、5時間目からの登校になった場合は利用できます。

- 利用可能時間 授業終了後から午後4時30分まで

保護者の参加

- 放課後なかよし教室は、スタッフと保護者が協力して児童の放課後の居場所をつくるため、利用申込みしていただいた保護者に次のことをお願いしています。
 - 1 毎月1回以上の参加をお願いします。参加する時間はできる範囲で構いません。
 - 2 工作の補助、絵本の読み聞かせ、教室の準備や片付けの補助、話し相手、外で一緒に遊ぶなどの参加をお願いします。この他にもやってみたい事がある方は、お気軽にスタッフにお伝えください。
 - 3 未就学児が同伴する場合は、必ず保護者が目を離さないように注意してください。

参加カードの提出

- 利用児童の把握のため、毎月、参加カードの提出をお願いします。参加カードに児童と保護者の参加日を書いて、毎月決められた日までに、放課後なかよし教室のスタッフに提出してください。
- 利用する予定がないときも、確認のため提出してください。

児童の参加

- 参加する日は、保護者と児童が参加の有無を確認できるよう、参加バッジをランドセルに付けて登校してください。（参加しない日は参加バッジをはずしてください。）
- 午後4時30分までに自転車又は徒歩でお迎えに来てください。車でのお迎えはお断りしています。
- 利用申込書に記載のない方がお迎えに来るときは、事前に放課後なかよし教室に連絡してください。
- 帰宅中の事故を防ぐため、高校生以上の方がお迎えに来てください。
- 児童の体調が悪くなったときは、スタッフが保護者に連絡しますので、速やかに迎えに来てください。

児童の参加予定の変更

- **当日の正午までに必ず放課後なかよし教室に連絡してください。**正午以降の急な参加のキャンセルをされた場合は、放課後なかよし教室に児童を迎えに来ていただく場合があります。（例：参加変更（取りやめ）の連絡がなかよし教室開設の直前であり、すでに児童がなかよし教室に来てしまった場合等。）
また、下校直前の参加変更の連絡（参加しない⇒参加する）は、対応が出来ない場合があります。
- 参加当日に、学校を早退・欠席したときも、連絡してください。

参加できないとき

- 児童が一度、帰宅したとき。
- 学校がインフルエンザ等により学級・学年閉鎖をするとき。（対象となる学級・学年のみ。）
- 台風に伴う暴風警報の発表等により、学校が休校や下校を早める決定をしたとき。



市ホームページ

【お問い合わせ先】

春日井市教育委員会学校教育課

電話 (0568) 85-6441